

都市計画土地区画整理促進区域
変更の原案縦覧結果

変更内容 所沢市決定の所沢都市計
画第二上野井土地区画整理促進区
域および埼玉県決定の所沢都市計
画第二上野井土地区画整理事業区域
(県決定、市決定とも同区域同面
積)のうち、事業施行認可区域外
の区域を除くための区域変更

縦覧実施期間 6月29日～7月12日
意見書提出の対象 所沢市決定の所
沢都市計画第二上野井土地区画整
理促進区域

縦覧結果 縦覧された方および意見
書の提出はありませんでした
問い合わせ 都市整備課(☎2999
8-92008・FAX29998-91
603)

重度心身障害児等医療費助成制度

重度心身障害児の方が医療機関
を受診した際に支払う医療費(一部
負担金)の助成を行っています。

【対象者】 次のいずれかの方

- ① 身体障害者手帳1～3級の方
- ② 療育手帳④、A、およびBの方
- ③ 65歳以上で、身体障害者手帳4級の一部、または精神障害者保健福

祉手帳1級および2級の方
◎ 詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 福祉総務課(☎2999
8-9113・FAX29998-11
47)

「シャ」島中部地震被災者救援金
への協力をありがとうございました

皆さんのご協力のおかげで、6月
30日までに272、262円の浄財
が寄せられました。お預かりした救
援金は、随時、日本赤十字社に送金
させていただきました。皆さんのご
厚情に対し深く感謝申し上げます。
問い合わせ 福祉総務課(☎2999
8-9113・FAX29998-11
47)

補装具交付制度が変わります

身体障害児者の身体機能を補完す
る補装具は、10月1日から障害者自

立支援法の「補装具費(購入費・修
理費)の支給」により交付されます。
また、自己負担金については、所
得税額等をもとにした負担から、補
装具価格の1割を負担する定率負担
になります。なお、所得に応じた月
額負担上限額の設定があります。

■ 所得に応じた月額負担上限額

区分	世帯の状況	月額負担上限額
一般	市民税課税世帯	37,200円
低所得2	市民税非課税世帯で低所得1以外の方	24,600円
低所得1	市民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の方	15,000円
生活保護	生活保護世帯	0円

◎ 本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合には、補装具費の支給対象外となります。

◎ 9月29日(金)までの申請分は、現行
の補装具交付制度により交付します。
申請先・問い合わせ ▼ 18歳以上の

方：障害福祉課(☎29998-9
116・FAX29998-1147)
▼ 18歳未満の方：子ども支援課(☎
29998-9124・FAX29998
-1147)

違法駐車取締りを強化

【主な強化(改正)項目】
● 駐車監視員の巡回
▼ 所沢駅西口周辺と東口周辺
▲ 新所沢駅西口周辺と東口周辺
▼ 新所沢駅西口周辺と東口周辺
▼ 小手指駅北口周辺
▼ 東所沢駅周辺

● 短時間の放置駐車も取締り対象
● 車両所有者の責任を強化
● 違反車の車検を拒否
問い合わせ 所沢警察署交通課(☎
2996-0110)

新しい国民健康保険被保険者証

新しい保険証(青色のカード)を、
国民健康保険に加入されている世帯
の世帯主あてに9月中旬に配達記録郵
便で郵送します。なお、有効期限が
過ぎた保険証(薄茶色のカード)の有
効期限(9月30日)は、お手数ですが

市役所1階・国保年金課またはお近
くの出張所に返納してください。
◎ 新しい保険証は、届いた日からこ
使用になれます。保険証の有効期限
は1年で、毎年更新となります。
問い合わせ 国保年金課(☎2999
8-91331・FAX29998-90
61)

心身障害児者の保育園入園相談

平成19年度の保育園入園申請にあ
たり、心身に何らかの障害や言葉の
遅れがあるため、保育上、細かな配
慮を必要とするお子さんのための混
合保育(障害児保育)を希望される
方の入園相談を行います。
申し込み・問い合わせ 9月4日(月)
～15日(金)に保育課(☎29998-
9126・FAX29998-9065)
へ直接または電話

9月24日～30日は「結核予防週間」

結核の初期症状は、風邪とよく似
ています。咳やタンが2週間以上続
いたら、早めに受診してください。
また、赤ちゃんのBCG予防接種
は、決められた時期に受けましょう。
所沢保健所では、結核に関する相
談に応じます。
問い合わせ 所沢保健所(☎2990
3-1777・FAX29929-46
64)

市民ギャラリー利用日のお知らせ

平成19年4月に埼玉県議会議員一
般選挙および所沢市議会議員一般選
挙が予定されており、市民ギャラリ
ーは、期日前投票所および投票所と
して利用します。このため4月は、
庁舎市民ギャラリーおよび第2市民
ギャラリーのご利用はできません。
問い合わせ 管財課(☎29998-
9053・FAX29998-9055)(05
053)

高齢基礎年金を受給するために

高齢基礎年金を受給するには、▼
保険料を納めた期間▼保険料の免除

(全額または一部)・若年者納付猶
予・学生納付特例を受けた期間▼第
3号被保険者で納付とみなされる期
間▼厚生年金・共済組合の加入期間
▼任意で加入できる人が加入しな
った期間(カラ期間)を合わせて25
年以上の期間が必要です。

高齢基礎年金は、65歳から受けら
れますが、希望すれば60歳から64歳
までの間に繰り上げて年金を受ける
ことができます。この場合は、請求
した年齢に応じて減額された年金を
受けることになり、65歳前に病気や
けがで障害基礎年金を受給できる状
態になっても、障害基礎年金の請求
はできなくなります。また、66歳以
降に繰り下げて、増額した年金を受
けることもできます。
よく検討してから請求しましょう。
◎ 詳細はお問い合わせください。
問い合わせ 所沢社会保険事務所(☎
29998-01000)・市・国保
年金課(☎29998-90995・
FAX29998-9061)

排水設備工事責任技術者試験

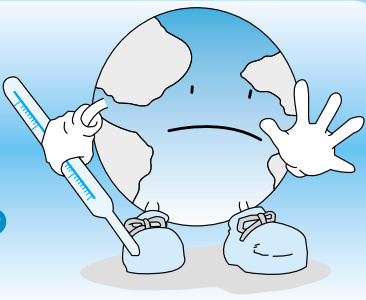
試験日・会場 11月19日(日)・飯能市
立飯能第一中学校(西部地区)
受験資格 試験実施日現在20歳以上
で、次のいずれかに該当する方
① 高等学校以上で土木工学科または
これに相当する課程を修了後卒業
② 高等学校を卒業し、排水設備工事
等の設計または施工に1年以上の
実務経験を有する

③ 排水設備工事等の設計または施工
に2年以上の実務経験を有する
④ 前記①から③に準ずる方
申し込み・問い合わせ 10月2日(月)
から13日(金)までに市役所5階・下
水道総務課(☎29998-921
3・FAX29998-9408)へ直
接(所沢市で登録を希望する場合)

◎ 申込用紙は9月4日(月)から同課で
配布します。試験は2年に1回です。
なお、試験会場に駐車場はありません。
公共交通機関をご利用ください。

第5回

ストップ! 温暖化



上手に楽しくエコな暮らし

私たちは「食生活」を送るうえで、食べ物を買うとき、保存する
とき、調理をするとき、後片づけをするとき、廃棄するときなど、
さまざまな場面でエネルギーを使い、二酸化炭素(CO₂)を排出し
ています。

健康のことも地球のことも考えて、食べ物を大切にし、
買い方や使い方などをもう一度見直してみましょう。

● 買いすぎない、作りすぎない

ある調査によると、生ごみの
4分の1は食べ残しや、賞味期
限切れなどで、結局食べずに捨ててしまうものだそうです。
計画的に必要なものだけを購入するようにしましょう。

● 旬の野菜は体にも地球にもやさしい

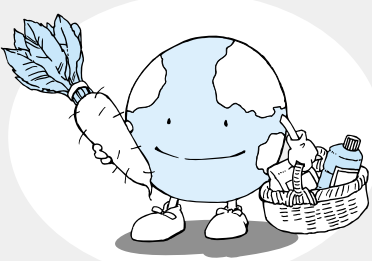
季節外れの野菜や果物は、ハウス栽培などで多くのエネルギ
ーを使って作られています。夏が旬であるトマトを1kg生産す
るのに、冬にはハウスを暖めるため夏の10倍ものエネルギーが
使われます。栄養も満点な旬の野菜を選びましょう。

● 所沢の食材をすずんで選ぼう

産地が近いほど、輸送にエ
ネルギーを使わないだけでな
く、新鮮でおいしい食材が味
わえます。
所沢は、県内でも有数のお
茶・野菜の産地です。地元の
食材を地元で消費する“地産
地消”を心がけましょう。

● 冷蔵庫に物をつめこみ過ぎない

物をつめこみ過ぎると、冷蔵庫の冷却能力が下がってしま
います。冷蔵庫に常温保存できるものが入っていませんか?
根菜類や未開封のレトルト食品・缶詰などは常温での保存が
可能です。



問い合わせ 環境総務課(☎2998-9133・FAX2998-9394)